

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

Issue 446-2015/07/07~2015/07/13

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于执行《外商投资产业指导目录（2015年修订）》的公告..... 2
- 电器电子产品生产者责任延伸试点工作方案..... 2
- 中华人民共和国外资银行管理条例实施细则(修订)..... 3
- 关于自贸区实施通关单无纸化的公告（上海）..... 3

二、最新资讯

- 《网络安全法》、《刑法修正案（九）》、《大气污染防治法》、《单用途商业预付卡管理办法》公开征求意见..... 4

三、里兆解读

- 原 CIETAC 北京、上海、深圳三家商事仲裁机构受理权限之争的最新动向..... 4

四、近期热点话题..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 「外商投資産業指導目録(2015年改正)」実施に関する公告..... 2
- 電器電子製品拡大生産者責任試行作業方案..... 2
- 中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則(改正)..... 3
- 自由貿易試験区通関書類ペーパーレス化に関する公告(上海)..... 3

二、新着情報

- 「インターネット安全法」、「刑法修正案(九)」、「大气污染防治法」、「単一用途商業プリペイドカード管理弁法」がパブリックコメントを募集する.. 4

三、里兆解説

- 旧 CIETAC 北京、上海、深セン三つの商事仲裁機構の受理権限に関する紛争の最新動向... 4

四、トピックス..... 6

一、最新中国法令

● 关于执行《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2015 年第 29 号
 【发布日期】2015-06-18
 【实施日期】2015-06-18
 【内容提要】根据该公告：

自 2015 年 04 月 10 日起，属于《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》鼓励类范围的外商投资项目（包括增资项目）	在投资总额内进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，除《外商投资项目不予免税的进口商品目录》和《进口不予免税的重大技术装备和产品目录》所列商品外，免征关税，照章征收进口环节增值税。
2015 年 04 月 10 日以前（不含 04 月 10 日，下同）审批、核准或备案的外商投资项目，属于《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》鼓励类范围的	<ul style="list-style-type: none"> 可继续按照规定办理免征进口关税手续。 须于 2016 年 04 月 10 日以前，向海关申请办理减免税备案手续。
不属于《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》鼓励类范围的外商投资在建项目，凡符合《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》鼓励类范围的	向海关申请办理减免税相关手续后，在建项目进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，可免征关税，照章征收进口环节增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info761268.htm>

● 电器电子产品生产者责任延伸试点工作方案

【发布单位】工业和信息化部、财政部、商务部、科技部
 【发布文号】工信部联节函〔2015〕301 号
 【发布日期】2015-06-29
 【内容提要】该方案提出通过 3 年试点，形成适合不同电器电子产品特点的生产者责任延伸模式。根据该方案：

一、最新中国法令

● 「外商投資産業指導目録(2015 年改正)」実施に関する公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2015 年第 29 号
 【発布日】2015-06-18
 【実施日】2015-06-18
 【概要】本公告によると、以下の通りである。

2015 年 4 月 10 日より、「外商投資産業指導目録(2015 年改正)」奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)	投資総額内で輸入する自社用設備および契約に従い、上記設備に付帯して輸入する技術および付属品、予備部品は、「外商投資プロジェクトにおいて免税扱いとならない輸入商品目録」および「輸入時に免税扱いとならない重大技術装備および製品目録」にて列挙されている商品を除き、関税を免除し、規則に従い、輸入段階増値税を徴収する。
2015 年 4 月 10 日前（4 月 10 日を含まない。以下同じ）に審査許可、認可又は届出済みの外商投資プロジェクトであり、「外商投資産業指導目録(2011 年改正)」の奨励類の範囲に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> 規定に従い、引き続き輸入関税徴収免除手続きを行うことが可能である。 2016 年 4 月 10 日以前に、税関にて減免税届出手続きをしなければならぬ。
外商投資建設中プロジェクトのうち、「外商投資産業指導目録(2011 年改正)」の奨励類に該当しないが、「外商投資産業指導目録(2015 年改正)」の奨励類に該当する場合	税関にて減免税関連手続きを行った後、建設中プロジェクトにて輸入する自社用設備、および契約に従い、上述の設備に付帯して輸入する技術および付属品、予備部品は、関税の免除が可能であり、規則に従い、輸入段階増値税を徴収する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info761268.htm>

● 電器電子製品拡大生産者責任試行作業方案

【発布機関】工業情報化部、財政部、商務部、科技部
 【発布番号】工信部聯節函〔2015〕301 号
 【発布日】2015-06-29
 【概要】本方案では、3 年間の試行により、異なる電器電子製品の特徴に見合った拡大生産者責任を確立するとしている。本方案によると、以下の通りである。

试点内容
建立回收体系、推动资源化利用、开展协同创新。
试点范围
主要包括家用电器、计算机及文办电器、通信及电子产品、照明电器、电池等。
实施年限
3年
申报单位
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 包括生产企业和第三方机构。 ▪ 生产企业应同时符合“具有较强的行业代表性”、“具有较完善的能源和环境管理体系，各项管理制度健全”等6项条件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917087/16694389.html>

● 中华人民共和国外资银行管理条例实施细则（修订）

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2015 年第 7 号
【发布日期】2015-07-01
【实施日期】2015-09-01
【内容提要】此次修订依据三条原则：

- 对照《外资银行管理条例》修改的内容相应修订；
- 删除和修订在行政许可程序方面与《中国银监会外资银行行政许可事项实施办法》重复和不一样的内容；
- 完善部分条款的表述。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/020943393088424EBD4670788398111B.html

● 关于自贸区实施通关单无纸化的公告（上海）

【发布单位】上海出入境检验检疫局、上海海关
【发布文号】上海出入境检验检疫局、上海海关公告 2015 年第 4 号
【发布日期】2015-06-10
【实施日期】2015-07-01
【内容提要】根据该公告，自 2015 年 07 月 01 日起，对自贸区范围内的海关特殊监管区域实施进出口/境通关单无纸化工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/...>

試行内容
回収体制を構築し、資源化利用を推し進め、連携イノベーションを展開する。
試行範囲
主に、家庭用電器、コンピューターおよび文化オフィス電器、通信・電子製品、照明電器、電池などが含まれる。
実施年数
3年
申告機関
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 製造企業および第三者機関を含む。 ▪ 製造企業は「業種における代表性が比較的高い」、「比較的整備されたエネルギー・環境管理体制を有し、各管理制度が健全である」などの6項目の条件を同時に満たす必要がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917087/16694389.html>

● 中華人民共和国外資銀行管理条例实施细则（改正）

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2015 年第 7 号
【発布日】2015-07-01
【実施日】2015-09-01
【概要】今回の改正は三条の原則に基づき、行われた。

- 「外資銀行管理条例」の改正内容に照らし改正をした。
- 行政許可手続き方面における「中国銀监会外資銀行行政許可事項実施弁法」と重複する内容及び一致しない内容を削除、改正した。
- 一部条項の文言を整備した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/020943393088424EBD4670788398111B.html

● 自由貿易試験区通関書類ペーパーレス化に関する公告（上海）

【発布機関】上海出入国検査検疫局、上海税関
【発布番号】上海出入国検査検疫局、上海税関公告 2015 年第 4 号
【発布日】2015-06-10
【実施日】2015-07-01
【概要】本公告によると、2015 年 7 月 1 日より、自由貿易試験区内の税関特殊監督管理区域にて輸出入・出入国通関書類のペーパーレス化作業を実施するとしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [《网络安全法》、《刑法修正案（九）》、《大气污染防治法》、《单用途商业预付卡管理办法》公开征求意见](#)

日前，全国人大常委会公布[《网络安全法（草案）》、《刑法修正案（九）（草案二次审议稿）》和《大气污染防治法（修订草案二次审议稿）》](#)，商务部公布[《单用途商业预付卡管理办法（修订征求意见稿）》](#)，向社会公开征求意见。

（里兆律师事务所 2015 年 07 月 10 日编写）

三、里兆解读

- [原 CIETAC 北京、上海、深圳三家商事仲裁机构受理权限之争的最新动向](#)

此前，律师在多期《里兆法律资讯》中介绍了，中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“中国贸仲委”）与原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（现名上海国际经济贸易仲裁委员会，又名上海国际仲裁中心，以下简称“上海贸仲委”）、原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会（现名华南国际经济贸易仲裁委员会，又名深圳国际仲裁院，以下简称“华南贸仲委”）就仲裁规则的适用及各自受理仲裁案件的权限等问题产生了争议。

从北京、上海、深圳三地人民法院自 2014 年 12 月 31 日以来，已经作出的 20 余份裁定书的内容来看，三地的中级人民法院根据最高人民法院的相关答复意见，已就上海贸仲委以及华南贸仲委更名前当事人约定“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”、“中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会”仲裁的案件管辖问题形成了较为统一、明确的司法审查意见：即，中国贸仲委对此类案件不具有管辖权，此类案件应分别由上海贸仲委、华南贸仲委受理。对此类案件仲裁效力的司法审查应由机构所在地（分别为上海、深圳）的中级人民法院管辖。

以下，律师对北京市第二中级人民法院（以下

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [「インターネット安全法」、「刑法改正案（九）」、「大気汚染防止法」、「単一用途商業プリペイドカード管理弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、全国人民代表大会常務委員会が、「[インターネット安全法（草案）](#)」、「[刑法改正案（九）（草案第二次審議案）](#)」および「[大気汚染防止法（改正草案第二次審議案）](#)」を公布し、商務部が、「[単一用途商業プリペイドカード管理弁法（改正意見募集案）](#)」を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集している。

（里兆法律事務所が 2015 年 7 月 10 日付けで作成）

三、里兆解説

- [旧 CIETAC 北京、上海、深セン三つの商事仲裁機構の受理権限に関する紛争の最新動向](#)

これまでも、過去の「里兆法律情報」で何度か紹介してきたが、中国国際經濟貿易仲裁委員會（以下、「CIETAC」という）と旧中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会（現在の上海国際經濟貿易仲裁委員會、上海国際仲裁センターとも呼ばれ、以下、「SHIAC」という）、旧中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会（現在の華南国際經濟貿易仲裁委員會、深セン国際仲裁院とも呼ばれ、以下、「SCIA」という）は、仲裁規則の適用および各自の仲裁案件の受理権限などの問題について紛争が生じていた。

北京、上海、深セン 3 地域の人民法院による 2014 年 12 月 31 日以降の 20 部余りの裁定書の内容を見る限りでは、3 地域の中級人民法院は、最高人民法院の係る回答意見に基づき、SHIAC および SCIA への改名前に当事者が「中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会」、「中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会」による仲裁を約定していた案件の管轄問題について、相対的に統一し且つ明確な司法審査意見（即ち、CIETAC はこの種の案件に対し管轄権はなく、この種の案件はそれぞれ SHIAC、SCIA が受理する必要がある。この種の案件に対する仲裁効力の司法審査は機関所在地（それぞれ上海、深センである）の中級人民法院が管轄する必要がある旨の意見）を出している。

北京市第二中級人民法院（以下、「北京二中院」と

简称“北京二中院”)以及上海市第二中级人民法院分别作出的两项民事裁定简要介绍如下:

案例一:北京二中院认定,对于当事人约定“中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会”仲裁的案件,中国贸仲委不具有管辖权

2015年02月13日,北京二中院作出了“(2014)二中民特字第07708号”《民事裁定书》,否定了申请人以华南贸仲委无管辖权为由而向中国贸仲委所在地北京二中院提出的要求确认仲裁协议效力的申请。

北京二中院在《民事裁定书》中认定以下重要事实:

1. 认为北京二中院作为中国贸仲委所在地的中级人民法院,对当事人申请确认仲裁协议约定“中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会”效力的案件不具有管辖权,而应由华南贸仲委所在地的广东省深圳市中级人民法院管辖;
2. 再次确认华南贸仲委是从原“中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会”更名而来,系深圳市人民政府依法组建的仲裁机构。

根据《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的解释》第12条的规定,当事人向人民法院申请确认仲裁协议效力的案件,由仲裁协议约定的仲裁机构所在地的中级人民法院管辖。本案中,北京二中院确认自己(即,中国贸仲委所在地的中级人民法院)不具有管辖权,即意味着确认中国贸仲委不具有管辖权。

案例二:上海二中院认定,对于当事人约定“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”仲裁案件,上海贸仲委具有管辖权

2014年12月31日,上海市第二中级人民法院(以下简称“上海二中院”)作出了“(2012)沪二中民认(仲协)字第5号”《民事裁定书》,支持了申请人以上海贸仲委具有管辖权为由而向上海贸仲委为所在地上海二中院提出的要求确认仲裁协议效力的申请。

上海二中院在《民事裁定书》中认定:

1. 上海贸仲委由原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会更名而来,继续受理按照当事人的约定应当由中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会仲裁的案件。
2. 上海二中院为上海贸仲委所在地中级人民法院,对于当事人申请确认仲裁协议约定“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”效力的案件具有管辖权。

(里兆律师事务所 2015年07月10日编写)

い)及び上海市第二中级人民法院がそれぞれ行った2つの民事裁定について、以下簡潔に紹介する。

判例一:北京二中院は、当事者が「中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会」による仲裁を約定した案件に対し、CIETACは管轄権がないと認定した

2015年2月13日、北京二中院は、「(2014)二中民特字第07708号」の「民事裁定书」を発行し、申立人がSCIAに管轄権がないことを理由にCIETAC所在地の北京二中院に提起した仲裁協定効力の確認を求める申立てを支持しなかった。

北京二中院は「民事裁定书」において、以下の重要事実を認定した。

1. 北京二中院はCIETAC所在地の中級人民法院であり、当事者が申立てた仲裁協定における「中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会」による仲裁協定の効力確認案件に対して管轄権はもたず、SCIA所在地の広東省深セン市中級人民法院が管轄すべきだと判断した。
2. SCIAの旧称は「中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会」であり、深セン市人民政府が法に依拠して設立した仲裁機構であることを改めて確認した。

『中華人民共和國仲裁法』適用の若干事項に関する最高人民法院による解釈第12条の規定によると、当事者が人民法院に申立てた、仲裁協定の効力を確認するための案件は、仲裁協定が約定した仲裁機構所在地の中級人民法院が管轄するものである。本件において、北京二中院は、自分(即ち、CIETAC所在地の中級人民法院)には管轄権がないことをはっきりと認めており、これはつまり、CIETACには管轄権がないことをはっきり認めていることを意味するものである。

判例二:上海二中院は、当事者が「中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会」による仲裁を約定した案件に対し、SHIACに管轄権があることを認定した

2014年12月31日、上海市第二中级人民法院(以下、「上海二中院」という)は、「(2012)滬二中民認(仲協)字第5号」の「民事裁定书」を発行し、申立人がSHIACに管轄権があることを理由にSHIAC所在地の上海二中院に提起した仲裁協定の効力確認を求める申立てを支持した。

上海二中院は「民事裁定书」において以下の事項を認定している。

1. SHIACの旧称は、中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会であり、当事者の約定により、中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会が仲裁することになっている案件を引き続き受理する。
2. 上海二中院はSHIAC所在地の中級人民法院であり、仲裁協定における「中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会」による仲裁協定の効力確認申立て案件に対して管轄権を有する。

(里兆法律事務所が2015年7月10日付で作成)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 高尔夫球场的拆除与会员的索赔
- 债权回收
- 劳动人事纠纷
- 商业贿赂

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求
- 債権回収
- 労働人事紛争
- 商業賄賂